



飯野海運グループ人権方針

飯野海運グループは、グローバル企業として、すべての人々の人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、当社の企業理念に基づいた人権に関する最上位の方針として、「飯野海運グループ人権方針（以下、本方針）」を定めました。飯野海運グループは、事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重し、あらゆる事業活動によって引き起こされる可能性のある直接的または間接的な人権への負の影響に対処することにより、人権尊重の責任を果たしてまいります。

1. 適用範囲

本方針は、人権尊重への取組みに対する飯野海運グループの責任を示すものであり、飯野海運およびその子会社のすべての役員・従業員に適用します。また、サプライヤーを含むすべてのビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針を支持いただくよう働きかけてまいります。

2. 人権尊重に関連した国際規範や法令の尊重・遵守

飯野海運グループは、「国際人権章典」をはじめ、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」、「2006年の海上の労働に関する条約」ならびに「子どもの権利とビジネスの原則」等に規定される国際的に認められた人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り事業活動を行います。なお、飯野海運株式会社は国連グローバル・コンパクト署名企業として、その10原則を支持しています。

また、飯野海運グループは、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。国際的に認められた人権と各国・地域の法令との間に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求していきます。

3. 人権の尊重

飯野海運グループは、国籍、人種、宗教、年齢、性別、障がいの有無、性的指向等その他不当な理由による差別を禁止します。また、長時間労働・ハラスメント・強制労働・児童労働の禁止、各国・地域の法令に即した結社の自由および団体交渉権の尊重、最低賃金を上回る生活資金の支給および職場における安全と健康の確保に努めていきます。

4. 人権デューデリジェンスの実施

飯野海運グループは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動やバリューチェーン上における人権に対する顕在的または潜在的な負の影響を特定し、それらを未然に防止・最小化するための取組みを継続的に実施していきます。また、飯野海運グループは、人権尊重の取組みやその進捗に関する情報を、ホームページや統合報告書等を通じて適切に開示していきます。

5. 是正・救済

飯野海運グループが事業活動において直接的または間接的に人権への負の影響を引き起こし、助長し、またはこれに関与したことが明らかになった場合、社内外の適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組んでいきます。また、飯野海運グループは、実効的な是正・救済を行っていきます。

6. ステークホルダーとの対話・協議

飯野海運グループは、当社グループの事業活動における人権への顕在的または潜在的な負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーとの対話と協議を行い、人権尊重の取組みを継続的に改善・強化していきます。

7. 教育・研修

飯野海運グループは、本方針が事業活動全体に組み込まれ、効果的に実践されるよう、役員・従業員に対して適切な教育と研修を行っていきます。

本方針は、2022年10月27日の取締役会において承認されました。

本方針は、2023年5月25日の取締役会において改定されました。

2023年5月25日
飯野海運株式会社